

○○○○○○○○(株)  
○○支店    支店長 ○○    ○○様

湖西市長        田内    浩之

行政財産目的外使用許可書

令和○年○○月○○日付けで申請のありました行政財産使用許可申請（目的外使用）については、下記の条件を付して許可します。

記

- 1    許可の場所は、スポーツ・生涯学習課所管施設（物件番号 9）とする。

|        |          |              |
|--------|----------|--------------|
| 物件番号 9 | 西部地域センター | 湖西市駅南二丁目 4-1 |
|--------|----------|--------------|
- 2    使用の目的は、自動販売機設置のためとする。
- 3    使用の物件は、物件番号 1 の自動販売機とする。
- 4    使用の期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 5    使用の料金は次の各号のとおりとする。

① 条例第 2 条第 1 項に規定により算定した使用料（土地・建物使用料）  
（募集物件説明書参照）

② 当該自動販売機が消費する電気料相当額の使用料（電気量使用料）  
メーターの数値より算出した実費相当額

③ 条例第 2 条第 3 項に規定する使用料（売上に応じた使用料）  
売上金額に○%を乗じて算出した金額
- 6    使用期間中及び期間満了時において、撤去する場合は返地届を提出すること。
- 7    該当地の管理上必要と認めるときは、期限内であってもこの許可を取消し、無償で物件・工作物の撤去または移設を命ずることがある。
- 8    使用物件の設置及び工事等に起因して、市及び第三者に損害を与えた場合には、申請者においてその責を負うこと。
- 9    その他の条件については次の各号のとおりとする。

(1) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

- (2)月別の自動販売機の売上状況(販売数量及び売上金額)について、  
3ヶ月ごとに報告すること。
- (3)環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (4)販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (5)使用済み容器の回収箱の設置及び監理を行うとともに、自動販売機及び回収箱の維持管理を適切に行うこと。
- (6)関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (7)自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (8)自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置者の責任において、迅速に対応すること。

担当：スポーツ・生涯学習課 センター係  
電話：053-577-2867